

令和7年度

包括外部監査結果報告書

【概要版】

—県立試験研究機関に係る
財務事務の執行及び事業の管理について—

兵庫県包括外部監査人

遠藤眞廣

目次

第1 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
1. 監査対象	1
2. 対象期間	1
3. 選定理由等	1
III. 外部監査の方法	2
1. 監査の視点等	2
2. 監査の主な手続	2
3. 監査対象機関・部署	2
IV. 監査従事者	3
1. 包括外部監査人	3
2. 包括外部監査人補助者	3
V. 外部監査の実施期間	3
VI. 利害関係	3
VII. 金額単位等	3
1. 金額単位について	3
2. 略語について	3
VIII. 外部監査対象施設の監査について	4
1. 県立試験研究機関における予算規模について	4
2. 監査実施日等	4
第2 監査の結果と意見	5
I. 報告書の表記	5
II. 全般的事項	5
1. 県立試験研究機関の中期事業（業務）計画に関する課題について	5
2. 各機関に共通に認められる問題点について	6
3. 県民への説明責任の強化	8
III. 各論	9
1. 農林水産技術総合センター	9
2. 健康科学研究所	13
3. 工業技術センター	16
4. 福祉のまちづくり研究所	22

第1 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第252条の37第1項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月18日条例第19号）第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

1. 監査対象

県立試験研究機関に係る財務事務の執行及び事業の管理について

2. 対象期間

令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度分についても監査対象にした。

3. 選定理由等

兵庫県では、県立試験研究機関が行政サービス機関としての機能を果たしていくために構築する評価システムについて、平成13年からその評価の実施等に必要な基本的事項を取りまとめた「県立試験研究機関の評価に関する指針」が施行されている。

この指針は、兵庫県県政改革方針に沿った「県立試験研究機関・中期事業計画」の方向と内容を踏まえたものである。

一方で、各試験研究機関が、それぞれの専門分野での試験研究を行っているが、その成果がどのような形で県民に還元されているのかが見えづらい面がある。

当該指針の趣旨に鑑み、兵庫県の4つの試験研究機関で行っている試験研究業務、技術開発業務、技術普及業務等の内容を分析・検討し、試験研究業務等が効率的に実施されているか、県民生活の向上のための研究成果が創出されているかを検討することが有意義であると考え、「県立試験研究機関に係る財務事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

Ⅲ. 外部監査の方法

1. 監査の視点等

監査の視点等は、主に下記のとおりである。

- ① 各種の契約事務及び収入・支出事務は、規則に従い適正に行われているか。
- ② 外部研究資金の獲得等、収入の確保に積極的に取り組んでいるか。
- ③ 研究用設備・機器備品・知的財産等の管理は、規則に従って適切か。
- ④ 新型コロナへの対応等を経て社会経済環境が変化する中、先端技術の進展や県民・産業のニーズを把握し、試験研究課題を選定しているか。

2. 監査の主な手続

① 調査対象とした関係書類等

- ・ 県政改革方針実施状況報告書
- ・ 機関評価調書
- ・ 研究課題調書、研究課題 事前・中間・事後・追跡 評価シート
- ・ 外部評価専門委員会資料、議事録
- ・ 収入状況調
- ・ 共同研究分担金精算書、科学研究費助成事業実施状況報告書
- ・ 現金出納簿
- ・ 契約書、決裁書
- ・ 特許権等一覧表、職務発明審査会資料、議事録及び関連する規程類
- ・ 薬品管理台帳及び関連する規程類
- ・ 高圧ガス管理台帳及び関連する規程類
- ・ 備品管理台帳 など

② 説明聴取（ヒアリング）

監査対象の所管部局から説明を聴取した。

3. 監査対象機関・部署

県政改革方針で定める県立試験研究機関（4箇所）

施設名	所管部局	形態
農林水産技術総合センター	農林水産部	直営
健康科学研究所	保健医療部	直営
工業技術センター	産業労働部	直営
福祉のまちづくり研究所	福祉部	指定管理者制度

IV. 監査従事者

1. 包括外部監査人

公 認 会 計 士

遠 藤 眞 廣

2. 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(五十音順)

公 認 会 計 士

青 戸 祥 倫

公 認 会 計 士

安 達 誠 二

公 認 会 計 士

大 谷 泰 史

公 認 会 計 士

森 山 恭 太

V. 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管部局に対し、令和7年4月1日から令和8年2月6日までの期間にわたり、監査を実施した。

VI. 利害関係

兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項及び第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

VII. 金額単位等

1. 金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 略語について

本文中で使用する法令等の略語は下記のとおりである。

関係法令・規則等		略 語
地方自治法	昭和 22 年法律第 67 号	自治法
地方自治法施行令	昭和 22 年政令第 16 号	施行令

なお、引用文章、監査の指摘事項、監査の意見の記載箇所では、略語を用いていない。

Ⅷ. 外部監査対象施設の監査について

1. 県立試験研究機関における予算規模について

単位：千円

研究機関名	令和6年度予算	令和7年度予算
農林水産技術総合センター	1,132,018	1,189,936
健康科学研究所	377,693	368,912
工業技術センター	334,977	317,824
福祉のまちづくり研究所	195,555	208,012
合計	2,040,243	2,084,684

予算規模の総額は年間約20億円であり、なかでも「農林水産技術総合センター」のウエイトが最も高い。

2. 監査実施日等

外部監査の実施にあたっては兵庫県庁内等での所管部署及び指定管理者へのヒアリングのほか、各試験研究機関に赴いて、施設及び業務の状況を把握した。

番号	施設名	所管部署	往査日 往査人数
1	農林水産技術総合センター	農林水産部	8月26日 5人
2	北部農業技術センター	農林水産部	10月6日 4人
3	健康科学研究所	保健医療部	9月2日 4人
4	工業技術センター	産業労働部	8月25日 5人 10月21日 2人
5	繊維工業技術支援センター	産業労働部	10月10日 4人
6	皮革工業技術支援センター	産業労働部	10月10日 4人
7	福祉のまちづくり研究所	福祉部	9月16日 4人

第2 監査の結果と意見

I. 報告書の表記

「指摘事項」と「意見」の違いは下記のとおりである。

- ・指摘事項 : 監査の視点等に抵触するもの。
- ・意見 : 「指摘事項」以外で、改善・検討を求める事項。

II. 全般的事項

1. 県立試験研究機関の中期事業（業務）計画に関する課題について

【総合意見1】目標管理の徹底について

各試験研究機関は、それぞれの専門分野での試験研究を行っているが、その成果がどのような形で県民に還元されているかを、県費を使用する限り県民へ十分に説明されなければならない。その手法として現在は試験研究課題の評価を充実させ、事後評価等の結果を公表しているが、専門性が高く、かならずしも県民への理解が浸透しているとは言えないと思われる。

目標となるわかりやすい指標（KPI）を公開し、それぞれの目標に対する実績を対比することにより業績評価を県民に問うことが必要である。機関評価調書には中期事業計画における取り組みの項目があるが、中期事業計画自体にKPIが少なく、機関評価調書の数値は実績の列挙に終始している。

競争的資金等外部資金獲得状況の実績に限定すれば、機関評価調書で公表されているが目標値が中期事業計画にあらわされていない。したがって、効率的に事業が遂行されたかどうかの判定ができない。その他にも技術相談件数、研究テーマ数、共同研究数など各機関の実状に沿った諸目標値を開発のうね達成度合いを公表することが望まれる。

工業技術センターのKPIについて

4つの試験研究機関のうち、工業技術センターは他の3機関と比べ比較的KPIがうまく公表されている。

中期事業計画 KPI（業務に係る数値目標）			令和6年度 実績
重点方針	設定項目	目標（年間）	
課題発見型技術支援 の推進	技術相談件数	10,000 件	10,664 件
	技術指導件数	5,000 件	4,478 件
	利用企業数	1,800 件	1,934 件
産業・社会の課題解	研究テーマ数	50 件	50 件

決に資する技術シーズの蓄積と発信	技術移転件数	700 件	792 件
産学官共創によるオープンイノベーションの促進	大学（高専・専門学校含む）との共同研究数	30 件	44 件
	共創による研究参画企業数	50 件	59 件
その他（運営強化）	外部獲得資金	100,000 千円	60,992 千円

また、工業技術センターの機関評価調書では、「2 中期事業計画における取り組み」として目標設定の考え方が公表されていることは注目に値する。

業務に関する数値目標 (第5期中期事業計画)	効果的な運営を徹底するため「基本方針」に則して、成果に係る数値目標を設定		
	区分	R1～R5年度目標 /年(平均)	目標設定の考え方
	技術相談件数	9,000件	最近10年(H20～H29)の平均 値
	利用企業数	1,800件	
	5回以上利用企業数	600件	
	外部獲得資金	10,100万円	最近5年(H25～H29)の平均値
共同研究等技術移転件数	800件		

2. 各機関に共通に認められる問題点について

(1) 試験研究の有効性について

【総合意見2】 県立試験研究機関の評価に関する指針の弾力的な運用について

「県立試験研究機関の評価に関する指針」（以下「指針」という）は平成13年に施行されており、現在の県立試験研究機関はこの指針に準拠した評価項目で試験研究課題を評価している。特に4つの試験研究機関のうち、工業技術センター、健康科学研究所、福祉のまちづくり研究所（以下、「工業等」という）は指針に記載されているとおりの評価を行っているが、農林水産技術総合センターは当該センターの直面する研究課題に対し指針の趣旨に沿った評価方法を独自に織り込んでいる。

予算措置がされた県受託研究などは、予算取りされる段階で必要性・効率性・有効性・代替性が十分に勘案されているはずのものである。予算措置された県受託研究で各試験研究機関の事前評価で研究課題不適格の結論になったものは皆無であるという。したがって予算措置された県受託研究の県立試験研究機関での事前評価は簡略化し、経営資源を事後評価にまわすことなどが評価作業の効率化・重点化に資するものであると思われる。県の指針の主旨を尊重しながら各施設での状況に応じた弾力的な運用が望まれる。

(2) 研究課題の評価対象（主要研究・主要研究課題）の判定について

【総合意見3】主要研究の判定の数値基準（投入資金（経費））について

4つの試験研究機関のうち農林水産技術総合センター以外の3機関では主要研究の判定に数値基準を置いている（各施設の細則による）。

工業技術センター

- ・投入資金（複数年の研究期間を有するものについては単年度の平均額。以下同じ）が200万円以上のもの
- ・研究員の年間投入人員が1人を超えるもの

健康科学研究所

- ・投入経費（研究期間が数年を有するものについては単年度の平均額。）が100万円以上のもの
- ・研究員の年間投入人員が1人を超えるもの

福祉のまちづくり研究所

- ・投入経費（研究期間が数年を有するものについては単年度の平均額。以下同じ）が100万円以上のもの
- ・研究員の年間投入人員が1人を超えるもの

投入経費の重要性基準値により主要研究かそれ以外かの判定が行われているが、そもそも経費の範囲に減価償却費は算入されておらず（この意味では工業技術センターの投入資金の概念が正確である）、投下資金に対する研究課題の評価の重要性が正確に測定されない判定基準であると思われる。最先端の高額機器を導入したが、材料代が年間100万円（工業は200万円）のため主要研究に該当しないという判断が下される可能性がある。

数値基準のみによらず、内部評価機関等による試験研究課題そのものの「必要性・重要性」を重視した定性的判定により主要研究か否かの判定が下されることが望まれる。

農林水産技術総合センターでは平成18年度包括外部監査の意見「外部評価について」の措置で、農林水産施策を支える先導的・先端的な研究として位置づけ、内部評価および外部評価専門委員会により「必要性・重要性」を重視した定性的判定をするなど改善されている。

(3) 契約について

【総合意見4】契約について

契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討する必要がある。

また、再委託を行う場合は、再委託の相手方や業務の範囲について承認申請を行い、承認を受けておく必要がある。

(4) 知的財産の管理について

【総合意見5】知的財産の範囲及び手続の明確化について

「知的財産取扱指針」において、営業上の標識に関する権利（商標権等）を対象外とする旨を明記するなど対象範囲を明確にすることが望まれる。あわせて、商標権及びプログラム等著作権等の譲渡・放棄等に関して県として共通の基準を定め、全ての試験研究機関で統一的に運用されることが望まれる。

(5) 高圧ガス容器の管理について

【総合意見6】高圧ガス容器の管理について

全ての試験研究機関において、「高圧ガス容器保安対策指針」の内容を踏まえた内部規程や運用手順を整備し、容器の管理等の取扱いを明確化することで、指針の実効性を確保する必要がある。

あわせて、県としても、指針の趣旨及び具体的な遵守事項について各機関に対し改めて周知徹底を図るとともに、遵守状況を定期的に点検・確認する仕組みを設けることにより、県全体の安全管理体制の向上を図ることが望まれる。

3. 県民への説明責任の強化

(1) 県政改革方針実施状況報告書について

【総合意見7】県政改革方針実施状況報告書について

各機関の実態を踏まえつつ、県として外部資金の範囲を統一的に整理した算定基準を明文化し、報告書への記載ルールとして周知することで、外部資金獲得実績の比較可能性と評価の公平性・透明性を確保することが望まれる。

(2) 機関評価結果の公表について

【総合意見8】機関評価結果の公表について

評価結果の公表に関する取扱いのばらつきを是正し、県全体で統一的な運用を図るため、同指針を補完する運用基準を別途定めるか、または指針に公表範囲や手続等を明文化するなどの方法により取扱いを明確化することが望まれる。これにより、評価制度全体の透明性及び公平性を確保し、県民や関係機関に対する説

明責任を一層明確にすることが期待される。

(3) 過年度包括外部監査の結果への対応について

【総合意見9】過年度包括外部監査の結果への対応について

監査結果については是正後の状況を継続的に確認できる仕組みを整備し、改善の定着を図る必要がある。また、監査結果ごとに対応内容や責任部署を明確にし、定期的に進捗を点検するとともに、制度や組織の変更時には対応方針を見直すことで、実務との乖離や再発を防止することが望まれる。

Ⅲ. 各論

1. 農林水産技術総合センター

(1) 農林水産技術総合センター（本所）

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見1	委託販売契約について	50
	委託販売契約書の作成無しに委託販売する際は内部決裁を得ておくことがコンプライアンス上望ましい。	
指摘事項1	委託販売契約の更新について	50
	委託販売契約に関しては県の規程に基づいた契約更新を行う必要がある。	
意見2	商標権に関する手続について	51
	商標権の取得・譲渡・廃棄に係る手続について、戦略会議の役割及び決裁経路を明文化し、統一的な運用を図ることが望ましい。	
指摘事項2	薬品管理に関する統一的な要綱及び様式の作成について	51
	農林水産技術総合センター全体として薬品管理の適正性を確保するため、薬品管理に関する統一的な管理要綱を整備し、各部署で共通の取扱いに基づく運用を行う必要がある。 その際、薬品受払簿については、受払者氏名や管理担当者による確認・点検が適切に記録される様式を定めるとともに、定期的な点検及び確認が確実に実施される体制を整備し、薬品管理の適正性と実効性を一層高める必要がある。	
意見3	薬品の棚卸について	52
	薬品の棚卸については、管理要綱等を定め、実施時期・頻度・手続・記録方法を明文化し、農林水産技術総合センター全体で統一的な手順を定めて運用することが望まれる。	
意見4	不要毒劇薬物の共同処分について	52

区分	タイトル/要旨	本文頁
	農林水産技術総合センター全体で不要薬品の発生状況を定期的に把握し、毒物・劇物を含む不要薬品について、本所及び隔地事務所などの拠点毎に一括して共同廃棄を行う体制を構築することが望まれる。	
指摘事項 3	薬品の保管（農業大学校）について 薬品の適正管理及び安全性確保の観点から、薬品キャビネットについては「毒物・劇物運用管理手順書」に基づく施錠管理を速やかに徹底する必要がある。あわせて、保管庫及び容器への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を確実に実施し、施錠管理と一体的に運用することで、薬品管理体制の強化及び安全性の向上を図る必要がある。	54
指摘事項 4	高圧ガス容器管理規程の策定について 高圧ガスによる災害を防止し、適正な保管及び取扱の安全を確保するため、県の「高圧ガス容器保安対策指針」の趣旨を踏まえ、高圧ガス容器の管理規程及び手順書等を速やかに整備する必要がある。 あわせて、容器管理責任者の選任、管理台帳の作成・更新、日常点検、教育訓練、緊急時の連絡・対応手順等を規程内で明確化し、定期的に点検・見直しを行う体制を構築することが求められる。	55
指摘事項 5	高圧ガス容器の管理不備について 高圧ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。 あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。	56
指摘事項 6	備品の現物確認について 備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、「備品管理要領の取扱いについて」に基づき、年度ごとに現物と備品出納簿の照合を実施する必要がある。その際、施設の規模や備品の管理実態を踏まえた実施方法を検討するとともに、照合を実施した際の記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。	57
意見 5	使用見込のない備品について 未使用又は修理不能な備品については、廃棄手順の方針を明確化したうえで、研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速	57

区分	タイトル/要旨	本文頁
	やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。	
意見 6	追跡評価の公表について 追跡評価については、外部評価専門委員会による正式な評価に該当しない場合であっても、評価結果や助言内容の概要を可能な範囲で公表するなど、情報開示を進めることが望まれる。あわせて、県の「県立試験研究機関の評価に関する指針」と農林水産技術総合センターの実施要領との関係を再確認し、追跡評価に係る情報の取扱いを統一させることで、評価制度全体の一貫性を確保することが望まれる。	58

(2) 北部農業技術センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 7	飼育牛の棚卸手続について 動物出納簿と現に飼育中の牛との照合を定期的に行い、動物出納簿の正確性を確認する手続が必要である。	59
指摘事項 7	委託販売契約書について 生産物の委託販売契約書の手数料に関する規定は訂正が必要なものが存在する為、全ての契約書を確認し必要な対応をされたい。	60
指摘事項 8	決裁書の日付の記載 管理上、各決裁書の最終決裁日付は必ず記載しておく必要がある。	60
意見 8	電子決裁の実施について 使用が推奨されている電子決裁システムの導入を積極的に進めていく必要がある。	60
指摘事項 9	再委託の承認について 再委託を行う場合は、再委託の相手方や業務の範囲について承認申請を行い、承認を受けておく必要がある。	61
指摘事項 10	薬品の受払管理について 薬品受払簿については、受払者氏名及び管理担当者の点検欄が漏れなく記載される様式を定め、記録の網羅性及び信頼性を確保する必要がある。特に、期末数量については「0」を含めて必ず記入し、在庫状況を正確に把握できるよう記録の完全性を維持する必要がある。 また、一般試薬についても管理要綱等で取扱いや受払簿を定め、薬品の種類が多い場合であっても受払簿による日常的な管理を行う必要がある。ただし、受払簿による日常的な管理が実務上著しく困難な場合には、必要な安全管理が確保されることを前提に実務に即した扱いを	62

区分	タイトル/要旨	本文頁
	検討することも考えられる。その際には、総合センター（本所）と十分に意思疎通を図り、組織全体として統一かつ実効性のある薬品管理方針を策定・明確化することが求められる。	
意見9	毒劇物等の長期保有について 毒物、劇物及び危険物については、安全管理上の観点から必要最小限の数量を保有する方針を明確化し、使用実績のない薬品については利用計画の有無を確認のうえ、速やかに廃棄等を行い、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。 特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。	63
指摘事項11	高压ガス容器の管理不備について 高压ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。 あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。	64
意見10	現物確認に係る記録の保存について 現物確認を実施した際には、確認日・確認対象・確認者等を明記した記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。	65
意見11	機器の使用日数の集計について 機器の稼働状況を正確に把握するため、使用日数の算定にあたっては研究等の本来業務に基づく稼働日数のみを対象とし、試運転やメンテナンスなどの機械調整日数は除外することが望まれる。あわせて、使用日数の算定基準を明文化し、センター全体で統一的な基準に基づいて稼働状況を管理することが望まれる。	65

(3) その他の拠点

ア 水産技術センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見12	随意契約の実施について 委託契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。	66
意見13	電子決裁の実施について	66

区分	タイトル/要旨	本文頁
	使用が推奨されている電子決裁システムの導入を積極的に進めていく必要がある。	

イ 淡路農業技術センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 12	<p>高圧ガス容器の管理不備について</p> <p>高圧ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。</p> <p>あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。</p>	67

2. 健康科学研究所

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 14	<p>KPI の表明と具体的成果として指標の達成度の公表について</p> <p>機関評価調書で「(4) 機動的、弾力的予算の運用 外部資金の獲得にあたっては、国等の競争資金のほか民間の研究資金補助制度を持つ団体等への応募や大学との共同研究により、県政改革方針で設定した獲得目標額をほぼ達成している」とされているが、曖昧な表現であり具体的な達成度などが公開されていない。具体的な目標 KPI と実績の公表が望まれる。</p>	73
指摘事項 13	<p>手数料単価の適正化について</p> <p>手数料等の算定に用いる全ての経費項目について、算定根拠を明確化し、積算方法の統一と整合性の確保を行う必要がある。具体的には、材料費や減価償却費、処理件数などの算定根拠を文書化するとともに、耐用年数についても管理台帳等と整合を図ることが求められる。</p> <p>また、料金算定の基礎資料については、後日検証可能な状態で整備し、今後の料金改定においても説明責任と透明性を確保する体制を構築する必要がある。</p>	74
指摘事項 14	<p>手数料単価の端数処理について</p> <p>手数料単価について、「端数調整の例外」に基づき全項目の再計算を実施し、乖離が確認されたものについては料金の是正を行う必要がある。</p> <p>あわせて、料金算定の基礎資料として端数処理の取扱いについても後日検証可能な状態で整備し、将来的な乖</p>	75

区分	タイトル/要旨	本文頁
	<p>離の防止と料金徴収の適正化を図ることが求められる。</p> <p>さらに、既存料金についても必要に応じて過大徴収・過少徴収の有無を確認し、その結果に基づき適切な対応を講じることが望まれる。</p>	
意見15	<p>手数料単価の適時改定について</p> <p>設備更新や人員配置の状況、物価上昇等の実態を反映した手数料単価の見直しを早急に実施する必要がある。具体的には、算定根拠の明確化等と合わせてコスト構成を精査し、算定基礎資料を整備・明確化するとともに、料金見直しを定期的に行う仕組みを構築することで、料金水準の適正性を確保する必要がある。</p>	75
意見16	<p>外部資金に係る収入決定書の作成について</p> <p>収入に関しても支出と同様に収入決定書を作成し、受入目的、金額、入金日等の詳細情報を明確に記録することが望まれる。あわせて、収入決定書について上長の承認を得ることで、収入情報の裏付けと証跡を確保し、事後的な検証と管理の適正性の向上を図ることが望まれる。</p>	76
意見17	<p>随意契約による見積合わせの依頼業者の選定について</p> <p>随意契約の見積合わせを実施する際に、より競争状態をつくるために、依頼業者の選定に工夫が必要である。</p>	77
指摘事項 15	<p>県指針と手順書の不整合について</p> <p>高圧ガス取扱安全管理規程について、県の指針との整合を早急に図る必要がある。具体的には、手順書を改定し、「使用済容器は直ちに供給事業者へ引き渡す」及び「使用中の容器であっても原則1年以内に返却」といった県の指針の内容を反映すること等が求められる。これにより、県の指針との整合性を確保するとともに、安全管理体制の強化を図る必要がある。</p>	77
指摘事項 16	<p>高圧ガス容器の長期間未返却について</p> <p>1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。</p>	78
指摘事項 17	<p>毒物の保管場所について</p> <p>化学薬品の保管場所を変更又は追加する場合は、事前に規程の見直しを検討し、また、引き続き定められた場所以外の場所で保管する毒物がある場合は、速やかに現行の規程を改定すべきである。</p>	79

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 18	備品の現物確認について	79
	備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、「備品管理要領の取扱いについて」に基づき、年度ごとに現物と備品出納簿の照合を実施する必要がある。その際、施設の規模や備品の管理実態を踏まえた実施方法を検討するとともに、照合を実施した際の記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。	
指摘事項 19	備品整理票について	80
	備品整理票の貼付状況をあらためて確認しておくべきである。	
意見18	使用見込のない備品について	81
	未使用又は修理不能な備品については、廃棄手続の方針を明確化したうえで、研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。	
意見19	備品予算の設定について	81
	特に高額な研究用機器・装置については、将来5カ年程度の耐用性や研究課題の動向を踏まえ、更新需要が特定年度に集中しないように買換えの計画を策定し予算の平準化を図られたい。	
指摘事項 20	県政改革方針実施状況報告書と機関評価調書における外部資金額の相違について	82
	外部資金の範囲及び計上基準について、県政改革方針実施状況報告書と機関評価調書の間で統一的な定義・運用ルールを定める必要がある。具体的には、共同研究・受託研究の取扱いを含めた算定方法を明文化し、両報告書で整合性のとれた基準に基づいて集計・記載する必要がある。あわせて、第三者による数値の突合・検証を行う体制を構築し、適正な数値管理と説明責任の履行を確保する必要がある。	
意見20	機関評価調書の公表について	83
	評価結果とあわせて機関評価調書についても公表することが望まれる。これにより、評価の根拠や経緯が明確になり、評価の透明性と信頼性を高めることができるとともに、他の研究機関との情報公開レベルの整合性を確保し、対外的な説明責任をよりの確に果たすことができる。	

3. 工業技術センター

(1) 工業技術センター（神戸）

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見21	工業技術センターの KPI について	91
	広域をカバーする工業技術センター（神戸）は、アンケート調査による顧客満足度分析を目標 KPI に追加設定し、結果を公表していただきたい。但し、繊維工業技術支援センターと皮革工業技術支援センターは試験・分析等の依頼法人が特定地域に限定しており、満足度調査になじまないと思われる。	
意見22	一般会計での会計集計単位について	91
	センター毎の効率化対策を検討しようとする際にはまずセンター毎の活動結果（収入・支出）を把握し、年度比較や項目間比率等により分析することにより問題点を把握する等の作業が最低限必要となる。今後各センターの効率化を図っていこうと考えるなら一般会計の集計単位は各センターで分ける必要があると思われる。	
意見23	使用料及び手数料の水準について	92
	将来にわたって利用者に持続的なサービスを提供するため、将来の設備更新や物価上昇などの支出増加を見据えた使用料、手数料の水準を検討されたい。	
意見24	使用料及び手数料の設定について	93
	例えば他府県民の利用者の使用料及び手数料を増額し、県民の不公平感を軽減するとともに将来の機器の更新や修繕に充当することも検討されたい。	
指摘事項 21	共同研究分担金について	93
	共同研究分担金は実績額を規定通り計算し、精算が必要な場合には精算を行うか、もしくは実態に合わせて当初から精算を行わないといった規定に変更するべきである。	
意見25	現金出納簿について	94
	現金出納簿は出納担当者以外の者が出納や残高を確認した証跡等を残しておくことが望まれる。	
意見26	一般競争入札の公告について	94
	一般競争入札を行う場合、兵庫県のホームページにおいて公告を行うことが必要である。	
意見27	随意契約の実施について	95
	委託契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。	
意見28	知的財産の活用状況について	96
	特許権等の内容を精査し、実施可能性の低い特許権等の整理・削減を進めるとともに、産学官連携の強化やラ	

区分	タイトル/要旨	本文頁
	イセンス戦略の見直し等により、有効活用を促進する取組を行うことが望まれる。	
指摘事項 22	議事録の作成について 職務発明審査会の審議内容及び判断理由については、議事録として適切に記録・保存し、意思決定の根拠を明確化する体制を早急に整備する必要がある。	98
意見 29	プログラム著作権の譲渡及び廃棄手続について プログラム著作権の譲渡及び放棄についても、県の権利に関わる事項として職務発明審査会の審査対象に追加し、合議制による審査を経た上で決定する体制を整備することが望まれる。	98
指摘事項 23	薬品管理者等の表示について 薬品管理手順書に基づき、全ての薬品に対して使用責任者名を明記するとともに、薬品保管場所の表示には管理者名を必ず記載する体制を整備し、管理の徹底を図る必要がある。あわせて、表示状況や記載内容を定期的に点検することで、薬品の適正管理及び安全性の確保を強化することが望まれる。	99
意見 30	薬品の点検について 薬品の点検については、実務上の運用を踏まえ、必要に応じて手順書に定める時期を見直したうえで、実施時期を明確化し、全体で統一的な運用を図ることが望まれる。また、薬品管理パトロール及び薬品管理方法に関する研修会については、計画的かつ定期的の実施し、職員への管理意識の定着と事故防止体制の強化を図ることが望まれる。さらに、点検結果やパトロール・研修の実施記録を文書として適切に残すことで、管理状況の継続的な把握と改善につなげる仕組みを整備することが求められる。	100
指摘事項 24	薬品管理委員会の開催について 薬品管理要綱に基づき、薬品管理委員会を定期的開催し、薬品の保管・使用状況や管理体制の課題を組織的に協議・共有する仕組みを運用する必要がある。あわせて、これまで委員長名で実施されていた点検等の事務連絡を委員会の議題として位置付け、議事録等により記録・共有を図ることで、薬品管理体制の実効性と説明責任を強化することが望まれる。	101
指摘事項 25	規程と実務の乖離について 管理要領及び管理要綱については、長期間改定が行われていないため、現行の組織体制・運用実態を踏まえた早急な見直しが必要である。 あわせて、手順書についても見直しを行い、管理要	102

区分	タイトル/要旨	本文頁
	<p>領・管理要綱との整合性を確保するとともに、実務と乖離のない運用ルールを定めることが求められる。</p> <p>さらに、規程の実効性と信頼を維持していくために、必要に応じて規程等の見直しを行えるように組織的に管理していくことが望まれる。</p>	
意見31	<p>長期未利用薬品について</p> <p>薬品在庫の使用状況を精査し、長期間使用されていない劇物等については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。</p> <p>あわせて、購入時には薬品管理手順書に従い、既存薬品の利用の可能性についても調査し、薬品の購入は必要最小限に留めることが望まれる。</p>	103
指摘事項 26	<p>セーフティキャビネットの鍵の保管について</p> <p>薬品の厳正な保管管理のため、薬品キャビネットの鍵の所在管理について、薬品管理要領等に基づく運用を徹底し、所在不明が生じない体制を早急に構築する必要がある。</p>	104
指摘事項 27	<p>県指針と手順書の不整合について</p> <p>高圧ガス管理手順書について、県の指針との整合を早急に図る必要がある。具体的には、手順書を改定し、「使用済容器は直ちに供給事業者引き渡す」及び「使用中の容器であっても原則1年以内に返却」といった県の指針の内容を反映すること等が求められる。これにより、県の指針との整合性を確保するとともに、安全管理体制の強化を図る必要がある。</p>	105
指摘事項 28	<p>高圧ガス容器の長期間未返却について</p> <p>1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。特に、消防法対象ガスや毒性ガス等危険性の高い容器については優先的に返却等を行い、安全性を確保する必要がある。さらに、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。</p>	106
指摘事項 29	<p>高圧ガス管理委員会の開催について</p> <p>高圧ガス管理体制の実効性を確保するため、高圧ガス管理委員会を定期的に開催し、各部所における高圧ガス</p>	107

区分	タイトル/要旨	本文頁
	<p>容器の管理状況などについて組織的に共有・協議する必要がある。</p> <p>また、委員会における審議内容及び判断は議事録として記録・保存し、改善状況を継続的にフォローアップする体制を構築することが望まれる。これにより、長期使用の防止やリスクの早期発見・是正が可能となり、安全管理体制の強化と説明責任の明確化が図られる。</p>	
指摘事項 30	<p>高压ガス取扱者への教育・訓練について</p> <p>手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。</p>	108
意見32	<p>物品の棚卸について</p> <p>毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。</p>	108
指摘事項 31	<p>物品の保管場所登録について</p> <p>物品の棚卸を効率的に実施できるよう物品管理台帳に漏れなく登録し、管理担当者が常時、確認できる体制を整えておくべきである。</p>	109
意見33	<p>使用見込のない備品について</p> <p>未使用又は修理不能な備品については、廃棄手続の方針を明確化したうえで、研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。</p> <p>また、公的研究機関として研究機器の属人化を是正し、担当者不在による遊休化を防止するため、複数職員による共有管理や操作技術の引継ぎを確実にできるような体制を整備する必要がある。</p>	109
指摘事項 32	<p>県政改革方針実施状況報告書の記載誤りについて</p> <p>誤った数値が看過されて公表されることのないよう、外部資金額の集計・報告にあたっては、集計根拠を明確にするとともに、複数の担当部門によるチェックを行う仕組み等を整備し、情報の信頼性を確保する必要がある。</p>	111

(2) 繊維工業技術支援センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見34	長期未利用薬品について	112
	<p>薬品在庫の使用状況を精査し、長期間使用されていない劇物等については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。</p> <p>あわせて、購入時には薬品管理手順書に従い、既存薬品の利用の可能性についても調査し、薬品の購入は必要最小限に留めることが望まれる。</p>	
指摘事項 33	不要薬品の廃棄について	113
	<p>薬品管理手順書に基づき、不要薬品の廃棄処分を定期的かつ確実に実施する体制を早急に整備する必要がある。</p> <p>また、現行の薬品管理手順書では「できるだけすみやかに不要薬品を廃棄するための予算要求を行う」との抽象的な規定となっているため、廃棄時期や頻度、手続の責任主体及び具体的な手順を明確に定めるよう手順書を改訂し、実効性のある運用基準を整備することが求められる。</p>	
指摘事項 34	高圧ガス容器の長期間未返却について	114
	<p>1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止および安全管理体制の強化を図ることが求められる。</p>	
指摘事項 35	高圧ガス取扱者への教育・訓練について	115
	<p>手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。</p>	
指摘事項 36	不明物品について	115
	<p>処分済みと推定された物品については早急に処分手続きを進めるべきである。</p>	
指摘事項 37	備品棚卸について	116

区分	タイトル/要旨	本文頁
	実物が見つからず「調査中」の物品は棚卸をしない限りその処理が確定できないため、毎年定期的に棚卸を行い現物が存在しないと判断したものについては処分手続きを行うべきである。	

(3) 皮革工業技術支援センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見35	長期未利用薬品について 長期間使用されていない薬品については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。	117
指摘事項 38	薬品管理の引継ぎについて 退職や異動に伴う薬品の引継ぎにおいては、管理監督職が退職者や異動者に確認を行い、薬品データベースにおいて「保管者の変更」又は「不要」などの必要な処理を確実に実施することを徹底する必要がある。また、現行の薬品管理手順書に、退職や異動時における引継ぎの内容や確認項目、運用手順をより詳細に定めることで手続の漏れを防止し、薬品管理の実効性を高める必要がある。さらに、薬品データベース導入以前からの未登録薬品については棚卸を実施し、速やかにデータベースへ登録するとともに、不要な薬品については適切に廃棄又は処分することが求められる。	118
指摘事項 39	薬品の保管について 薬品の適正管理及び安全性確保の観点から、薬品キャビネットについては管理手順書に基づく施錠管理を速やかに徹底する必要がある。あわせて、保管庫への「医薬用外劇物」の表示を確実に実施し、施錠管理と一体的に運用することで、薬品管理体制の強化及び安全性の向上を図る必要がある。	120
指摘事項 40	高圧ガス容器の長期間未返却について 1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。	121
指摘事項 41	高圧ガス取扱者への教育・訓練について	121

区分	タイトル/要旨	本文頁
	手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。	
意見36	<p>技術の承継等について</p> <p>設備の有効利用やサービス水準の維持のためには人数が減っても技術を承継していけるよう、長期的な観点での職員採用や引継に際しての工夫が重要であると思われる。</p> <p>加えて利用者のニーズも加味し、今後利用見込みのない機械は定期的に廃棄することが必要である。</p>	122

4. 福祉のまちづくり研究所

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見37	<p>本来兵庫県民が成果を得るはずのものであることについて</p> <p>福祉のまちづくり研究所の報告書集（令和6年度）のまえがきには「設立以来、「すべての人々にやさしい福祉のまちづくりをめざして、研究開発を推進し、その成果を広く情報発信する」ことを理念として掲げ、「本当に役立つもの」を届けるための取り組みを行ってまいりました。」とあるが、ここで言う「人々」とは県政改革方針で言う「県民ニーズの変化等を的確に捉えた業務」により、成果を直接に還元されるべき兵庫県民であるはずのものである。</p> <p>県民への成果還元が第一であるが、例えば小児筋電義手バンクの利用者は兵庫県民だけとは限らない。貴重な技術ではあるが利用者は兵庫県民の範囲を超えるものである。</p> <p>このプロジェクトに対して、兵庫県外から多額のふるさと納税資金が集まっていることから、活動に対する一定の県外の支持があるかもしれない。利用者が兵庫県民を超える事業の兵庫県民への説明のしかたであるが、県費を使用している限り、この活動にいくらの経費が発生しており、いくらの県費が投入され、ネット負担がいくら発生しているのか等を丁寧に公表し、兵庫県民の理解と納得を得ることが必要になると考える。</p>	129
意見38	義肢装具製作等収益について	130

区分	タイトル/要旨	本文頁
	たとえ請求書の発行が遅れた場合であっても、義肢装具製作等収益は実際の現物引渡し時に計上すべきである。	
指摘事項 42	知的財産管理体制の在り方について <p>県と指定管理者の間で、特許権等の帰属主体、権利行使の範囲、費用負担及び報告手続等について指定管理協定書等により明確に定め、権利帰属及び管理の制度的整理を図る必要がある。</p> <p>また、県の指針に基づき、県が関与する形で職務発明審査会を設置するか、又は既存の審査会に県職員が参画する仕組みを導入し、発明の認定・権利承継・出願・維持等に係る審査過程の透明性及び説明責任を確保する体制を整備する必要がある。</p>	131
意見 39	機関評価調書における知的財産の記載について <p>知的財産の記載については、所有者を明示し、県が実際に保有する知的財産と指定管理者が保有する知的財産を明確に区分するとともに、既に権利を放棄・失効した知的財産を除外することで、評価資料の正確性及び透明性を確保することが望まれる。</p>	132
指摘事項 43	貸借対照表と受託財産目録との不整合について <p>福祉のまちづくり研究所が管理する土地については、貸借対照表と受託財産目録との整合性を図り、研究所が実際に管理する部分を明確にする必要がある。また、受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏まえ、地番、登記年月日、価格等の管理上必要な項目を追加し、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。</p>	133
指摘事項 44	受託財産目録の記載事項について <p>建物について受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏まえ、用途区分・構造・建築年月日・建築価格等の管理上必要な項目を追加し、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。</p>	133
指摘事項 45	受託工作物台帳の整備について <p>工作物について県と指定管理者双方で必要な情報を共有し、適切に管理できる体制を整備するため、受託財産管理規程において工作物の管理様式（受託工作物台帳）を新たに定め、構造、仕様、取得年月日、価格等など、管理上必要な情報項目を明確にする必要がある。その上で、受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏</p>	134

区分	タイトル/要旨	本文頁
	まえ、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。	
指摘事項 46	<p>受託備品台帳と受託財産目録との不整合について</p> <p>備品の購入・廃棄時における県への報告手続を明確化し、指定管理者に対して当該手続の遵守を徹底する必要がある。あわせて、受託備品台帳と受託財産目録の定期的な照合を実施し、差異があれば速やかに修正・更新する体制を構築することで、備品管理情報の正確性を確保し、財産管理の透明性と信頼性を高める必要がある。</p>	134
指摘事項 47	<p>受託財産管理規程の見直しについて</p> <p>受託財産管理規程について、現行の管理実務及び関連規程（固定資産管理マニュアル等）との整合性を図るため、内容の全面的な見直しを行う必要がある。</p> <p>特に、工作物に係る管理様式の新設、改正後の関連規程との整合を行うことが求められる。また、改定後においても定期的に規程の運用状況を点検し、必要に応じて改訂を行う体制を整備することで、制度と実務の乖離を防止し、財産管理体制の信頼性と実効性を持続的に確保する必要がある。</p>	135
指摘事項 48	<p>受託財産の実地調査について</p> <p>受託備品については、固定資産管理マニュアルに基づき、毎年度定期的の実地調査を実施し、受託備品台帳と現物との突合を徹底する必要がある。不明資産については、原因を究明し、除却等の対応方針を明確にしたうえで、実地調査結果を反映して台帳を更新する体制を整備することが求められる。また、遊休資産については、稼働状況の定期的な点検と、活用又は処分に関する方針の明確化により、財産管理の効率化と適正化を図る必要がある。</p>	136
意見 40	<p>非公募の状況の改善について</p> <p>現在、継続している非公募の状況を改善し、原則的な公募による事業者の選定を行えるための工夫が必要である。</p>	138
指摘事項 49	<p>行政コスト計算書及び貸借対照表について</p> <p>行政コスト計算書及び貸借対照表の作成にあたっては、(社福)兵庫県社会福祉事業団が保有する資産、負債及び経費を除外し、県が直接保有する資産、負債及び経費のみを適切に抽出・整理することで、(社福)兵庫県社会福祉事業団の決算数値と県の財務情報を明確に区分し、県の事業としての実態を適切に反映した財務書類を作成すべきである。</p>	138
指摘事項 50	機関評価における事業費について	139

区分	タイトル/要旨	本文頁
	<p>機関評価においては、予算値ではなく実績値に基づく数値を用いることで、評価の根拠となる財務情報の正確性を確保する必要がある。</p> <p>これにより、評価の透明性と信頼性を一層高めるとともに、県民や関係機関からの信頼を確保し、実効性のある機関評価の実施につなげる必要がある。</p>	
指摘事項 51	<p>機関評価結果の公表について</p> <p>外部評価専門委員会による評価結果についても、公表漏れを防止し、機関評価調書および自己評価結果とあわせて確実に公表されるよう内部手続きを整備し、評価全体の透明性と信頼性を高める必要がある。</p>	140

以 上